

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。

また開始後については、原則として取得原価とし、再調達は行わないこととしています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50 年

工作物 10 年

物品 3～17 年

機械器具 15～20 年

建物附属設備（電気設備）15 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③リース資産（リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

②退職手当引当金

財務諸表作成基準日において在職する職員が、自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額から、埼玉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額（既に職員に退職手当として支給された額を控除した後の額）を控除した額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短

期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（短期投資等）を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

②修繕費と資本的支出の区分基準

施設のオーバーホールについては、設備等の機能を維持するための場合は修繕費として扱い、また、起債対象工事（更新・改造工事費等）は資本的支出として資産計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

(2) 出納整理期間

地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」に基づき出納整理期間が設けられています。

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているため、合計等の金額が一致しない

場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体財政健全化法の定める地方公共団体に一部事務組合は含まれていません。組合の構成団体である志木市、新座市及び富士見市の連結対象となっています。

(5) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(6) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支

351,120,757 円

業務活動収支	467,768,851 円
--------	---------------

支払利息支出	10,224,959 円
--------	--------------

投資活動収支	△228,999,773 円
--------	----------------

基金積立支出	229,274,773 円
--------	---------------

基金取崩収入	△127,148,053 円
--------	----------------

	351,120,757 円
--	---------------